

## 三豊市規則第 2 号

### 三豊市公害防止条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三豊市公害防止条例（平成 18 年三豊市条例第 151 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(工場等)

第 3 条 条例第 2 条第 3 項の規則で定める工場等は、別表第 1 に掲げる業種の工場及び事業場とする。

(指定施設)

第 4 条 条例第 2 条第 4 項の規則で定める指定施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 騒音に係る指定施設 別表第 2 に掲げる施設
- (2) ばい煙に係る指定施設 別表第 3 の A 欄に掲げる施設
- (3) 粉じんに係る指定施設 別表第 4 の A 欄に掲げる施設

(規制基準)

第 5 条 条例第 14 条第 1 項の規則で定める規制基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 騒音に係る規制基準 別表第 5 に掲げる基準
- (2) ばい煙に係る規制基準 別表第 3 の B 欄に掲げる基準
- (3) 粉じんに係る規制基準 別表第 4 の B 欄に掲げる基準

(工場等の届出)

第 6 条 条例第 16 条に規定する工場等の設置又は変更の届出は、工場等設置（変更）届出書（様式第 1 号）によってしなければならない。

(指定施設の届出)

第 7 条 条例第 17 条に規定する指定施設の設置又は変更の届出は、次に掲げる届出書によってしなければならない。

- (1) 騒音に係る指定施設設置（変更）届出書（様式第 2 号）
- (2) ばい煙に係る指定施設設置（変更）届出書（様式第 3 号）
- (3) 粉じんに係る指定施設設置（変更）届出書（様式第 4 号）

(届出書の提出部数等)

第 8 条 前 2 条の規定による届出は、届出書の正本にその写し 2 通を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書を受理したときは、その写しの 1 通に受付印を押印して、当該届出書

を提出した者に返還するものとする。

(措置の届出)

第9条 条例第20条の規定による措置の届出は、措置の届出書(様式第5号)によってしなければならない。

(事故時の措置の届出)

第10条 条例第21条の規定による事故時の措置の届出は、事故時の措置の届出書(様式第6号)によってしなければならない。

(公害防止協定の締結)

第11条 条例第23条第1項に規定する公害防止協定の協定事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 目的
- (2) 公害等の防止対策
- (3) 監視体制の確立
- (4) 事故発生時の措置
- (5) 被害補償
- (6) 環境の整備
- (7) その他市長が必要と認める事項

(立入検査職員の証明書)

第12条 条例第24条第2項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第7号)とする。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

工 場 等	
番号	業 種
1	畜産農業のうち次に掲げるもの
	(1) 豚飼養業（豚房施設の総面積30㎡以上）
	(2) 牛飼養業（牛房施設の総面積100㎡以上）
	(3) 鶏飼養業（鶏飼養施設の延面積300㎡以上）
2	採石業、砂・砂利・玉石採取業
3	畜産食料品製造業
4	水産食料品製造業
5	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
6	調味料製造業
7	精穀・製粉業
8	パン・菓子製造業
9	動植物油脂製造業
10	でんぷん製造業
11	めん類製造業
12	納豆、煮豆、豆腐・油揚げ製造業
13	あん製造業
14	冷凍調理食品製造業
15	こうじ製造業
16	清涼飲料製造業
17	酒類製造業
18	製氷業
19	飼料・有機質肥料製造業
20	繊維工業
21	木材・木製品製造業（家具を除く。）
22	家具・装備品製造業
23	パルプ・紙・紙加工品製造業
24	印刷業（謄写印刷を除く。）
25	写真製版業
26	化学工業
27	石油製品・石炭製品製造業
28	プラスチック製品製造業

番号	業 種	
29	ゴム製品製造業	
30	窯業・土石製品製造業	
31	鉄鋼業（加工を含む。）	
32	非鉄金属製造業（加工を含む。）	
33	金属製品製造業（加工を含む。）	
34	機械器具製造業	
35	がん具・運動用具製造業（原動機を使用するものに限る。）	
36	道路貨物運送業（貨物ターミナルを有するものに限る。）	
37	水面木材倉庫業	
38	冷蔵倉庫業	
39	再生資源卸売業（プレス、洗浄、裁断、焼却を行うものに限る。）	
40	百貨店、総合スーパー	
41	家畜市場業、魚市場業、青果物市場業	
42	給油業	
43	洗濯業（洗濯施設を有するものに限る。）	
44	一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業	
45	洗張・染物業	
46	カラーフィルム現像業	
47	病院	
48	自動車整備業（洗車業を含む。）	
49	その他の業であって、次の施設を有するもの	
	(1) ボイラー （農業用は除く。）	伝熱面積が7㎡以上10㎡未満のもの又は伝熱面積が7㎡未満のボイラーが2以上設置されその伝熱面積の合計が10㎡以上のものに限る。
	(2) クーリングタワー	原動機の定格出力が1.5kW以上7.5kW未満であること。
	(3) 原材料堆積場	露天であって面積が500㎡以上のもの。ただし、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）に定めがあるものを除く。

備考 1の項第3号に掲げる鶏飼養施設の延面積とは、次により算出して得た面積をいう。

- (1)平飼式は、鶏舎（鶏の収容を目的としない部分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずるものの床面積をいう。
- (2)ケージ式及びバタリ式は、ケージ式及びバタリ式収容施設（以下「ケージ等」という。）が設置されている鶏舎又はこれに準ずるものの床面積にケージ等の重ね段数を乗じて得た面積をいう。

別表第2（第4条関係）

## 騒音に係る指定施設

番号	施設の名称		規模又は能力
1	金属加工機械	(1) 圧延機械	原動機の定格出力が15kW以上22.5kW未満であること。
		(2) 機械プレス	呼び加圧能力が20重量トン以上30重量トン未満であること。
		(3) せん断機	原動機の定格出力が1.5kW以上3.75kW未満であること。
		(4) 自動旋盤	すべて該当
		(5) 平削盤	すべて該当
		(6) 乾式研磨機	工具を除きサンダーを含む。
		(7) 自動ヤスリ目立機	すべて該当
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が2.2kW以上7.5kW未満であること。
3	土石用又は鉱物用の石材引割機		原動機の定格出力が7.5kW以上であること。
4	繊維機械	(1) 紡績機	原動機を使用するものに限る。
		(2) 工業用動力マシン	同一事業場に10台以上設置されているものに限る。
5	建設用資材製造機械	(1) コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.3m <sup>3</sup> 以上0.45m <sup>3</sup> 未満であること。
		(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が150kg以上200kg未満であること。
		(3) コンクリートブロック製造機	すべて該当
6	木材加工機械	(1) 帯のこ盤	製材用のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満のものに限る。
		(2) 丸のこ盤	製材用のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満のものに限る。
7	冷凍機		原動機の定格出力が5.2kW以上であること。
8	クーリングタワー		原動機の定格出力が1.5kW以上7.5kW未満であること。
9	ドラム缶洗浄機		原動機を使用するものに限る。
10	天井走行クレーン及び門型走行クレーン		原動機の定格出力が15kW以上であること。
11	自動洗瓶機		すべて該当
12	集じん装置		原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
13	直火炉		液体燃料を使用するもので、バーナーの最大燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上のものに限る。

別表第3（第4条、第5条関係）

ばい煙に係る指定施設及び規制基準

A		B
指定施設		規制基準（許容限度）
施設の名称	規模又は能力	ばいじん
廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当たり50kg以上150kg未満のものに限る。	温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき0.7グラム

備考

- この表に掲げるばいじんの量は、日本工業規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじん量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

別表第4（第4条、第5条関係）

粉じんに係る指定施設及び規制基準

番号	A		B
	指定施設		規制基準（使用及び管理に関する基準）
	施設の名称	規模又は能力	
1	原材料堆積場	露天であって面積が500㎡以上のもの。ただし、大気汚染防止法及び香川県生活環境の保全に関する条例に定めがあるものを除く。	<p>粉じんが飛散するおそれがある原材料を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア (屋内に設置するもの、袋詰め、箱詰め等の措置が講じられた物の輸送の用に供するもの及び密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が50cm以上75cm未満であるか、又はバケットの内容積が0.01㎡以上0.03㎡未満であること。	<p>粉じんが飛散するおそれがある原材料を運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) コンベアの積込部及び積降部に集じん装置が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に次号又は第4号の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	破碎機及び摩砕機 (湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が37kW以上75kW未満であること。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 集じん装置が設置されていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

番号	A		B
	指定施設		規制基準（使用及び管理に関する基準）
	施設の名称	規模又は能力	
4	金属加工用のブラスト（サンドブラスト、砂吹付を含む。）		次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 密閉構造又はこれに準じた粉じん飛散防止の装置が講じられていること。 (3) 集じん装置が設置されていること。 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	集じん装置（遠心力を利用した機械式集じん装置に限る。）	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。	次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 粉じんが飛散しないような構造物を有すること。 (3) 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
6	打綿機及び混打綿機（原動機を使用するものに限る。）		次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 集じん装置が設置されていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

備考 密閉式とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。例えば、バッチ式の完全密閉、ウォーター・タイト構造、又は挿入口若しくは排出口に続き施設の担当部分がカバーされているものが該当する。



別表第5（第5条関係）

騒音に係る規制基準

（単位：デシベル）

時間の区分 地域の区分	昼 間 〔午前8時から 午後7時まで〕	朝・夕 〔午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
第1種区域	50	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60

備考

- 1 規制基準は、工場等の敷地境界線における大きさの許容限度とする。
- 2 規制基準の区域の区分は、次に掲げる区域とする。
  - (1) 第1種区域とは、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条の規定により香川県知事が定めた（以下「知事指定」という。）第1種区域をいう。
  - (2) 第2種区域とは、知事指定の第2種区域をいう。
  - (3) 第3種区域とは、知事指定の第3種区域をいう。
  - (4) 第4種区域とは、知事指定の第4種区域をいう。
- 3 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 5 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次の各号の定めるところによる。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

様式第1号（第6条関係）

工場等設置（変更）届出書

年 月 日

三豊市長 様

住所（所在地）

届出者

氏名

㊟

（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

三豊市公害防止条例第16条の規定により、工場等の設置（変更）について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		電話番号		※整理番号				
工場等の所在地				※受付年月日		年 月 日		
設置等（予定）年月日 （ ）内に○印		年 月 日 （ 設置 変更 ）		※業種番号				
公害防止に 責任を有する者		氏名： 役職：		※審査結果				
工場等の配置図		別紙のとおり						
公害防止対策		別紙のとおり		※法による届出状況				
事業 内容	業 種			大 気	水 質	騒 音		
	主な製品、 加工の種類							
	作業工程及び 方法	別紙のとおり		※ 県条例による届出状況				
	常時使用する 従業員数			大 気		水 質		
	1日の操業時間	時 分～ 時 分						
	水の使用量等	1日当たり 使用量	1日当たり 排出水量	放流先の 区分 (該当する ものに○印)	①公共用の水路 ②河川 ③海域 ④公共下水道			
				放流先 の名称				
燃料の使用 状況及び種類	種 類	硫黄 含有率	1時間当たり 使用量	※備考				
		%						

## 工場等の配置図

<p>■敷地面積 (            ) m<sup>2</sup>      ■建物面積 (            ) m<sup>2</sup></p>
---

## 公害防止対策

<p><b>環境保全のため特に配慮したい公害の種類（該当するものに○印）</b></p> <p>①大気汚染 ②水質汚濁 ③騒音 ④振動 ⑤地盤沈下 ⑥土壌汚染 ⑦悪臭</p> <p><b>対策（文章で記入してください。）</b></p>
--

## 備考

- 1 公害防止に責任を有する者の欄には、工場等の公害防止に関する業務を統括、管理するための職責のある者の氏名と役職を記載してください。なお、公害防止に責任を有する者については、国家資格等の資格は不要です。
- 2 業種の欄には、三豊市公害防止条例施行規則別表第1に掲げる業種を記載してください。
- 3 この届出書を変更届として使用する場合は、変更前を二重線で消し、変更後を赤色で記載してください。
- 4 この届出書に記載しきれないときは、別紙（様式自由）を追加して記載してください。
- 5 別紙の用紙の大きさは、図面・表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4を使用してください。
- 6 ※印の欄には、記載しないでください。
- 7 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第2号（第7条関係）

騒音に係る指定施設設置（変更）届出書

年 月 日

三豊市長 様

住所（所在地）

届出者

氏名 ㊟

（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）

三豊市公害防止条例第17条の規定により、指定施設の設置（変更）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	電話番号		※整理番号			
工場又は事業場の所在地			※受付年月日	年 月 日		
指定施設の配置図	別紙のとおり		※施設番号			
騒音防止の方法	別紙のとおり		※工場等番号			
指定施設の構造及び使用の方法			※審査結果			
			※備考			
指定施設の種類	設置等(予定) 年 月 日 (設置、変更のいずれかに○印)	型式	公称能力	数量	使用開始時刻	使用終了時刻
	(設置 変更)					
	(設置 変更)					
	(設置 変更)					
	(設置 変更)					
	(設置 変更)					
	(設置 変更)					
	(設置 変更)					

指 定 施 設 の 配 置 図	
騒 音 防 止 の 方 法	

備考

- 1 指定施設の種類欄には、三豊市公害防止条例施行規則別表第2に掲げる指定施設を記載してください。
- 2 この届出書を変更届として使用する場合は、変更前を二重線で消し、変更後を赤色で記載してください。
- 3 この届出書に記載しきれないときは、別紙（様式自由）を追加して記載してください。
- 4 別紙の用紙の大きさは、図面・表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4を使用してください。
- 5 ※印の欄には、記載しないでください。
- 6 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第3号（第7条関係）

ばい煙に係る指定施設設置（変更）届出書

年 月 日

三豊市長 様

住所（所在地）

届出者

氏名

㊟

（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）

三豊市公害防止条例第17条の規定により、指定施設の設置（変更）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	電話番号	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受付年月日	年 月 日
指定施設の配置図	別紙のとおり	※施設番号	
ばい煙防止の方法	別紙のとおり	※工場等番号	
指定施設の構造及び使用の方法		※審査結果	
		※備考	
指定施設の種類			
設置等（予定）年月日 （設置、変更のいずれかに○印）	（設置変更）	（設置変更）	（設置変更）
型式			
公称能力			
数量			
1日の使用時間	～	～	～
煙突に係る諸元	煙突の高さ	m	m
	排出口の断面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	排出温度	℃	℃
	排出速度 又は 排出ガス量	m/s 又は Nm <sup>3</sup> /h	m/s 又は Nm <sup>3</sup> /h
焼却物種類			

指 定 施 設 の 配 置 図	
ば い 煙 防 止 の 方 法	

備考

- 1 指定施設の種類欄には、三豊市公害防止条例施行規則別表第3のA欄に掲げる指定施設を記載してください。
- 2 公称能力欄にあつては、1時間当たりの燃焼能力を記載してください。
- 3 焼却物種類は、プラスチック、ゴム等の重量比を記載してください。
- 4 この届出書を変更届として使用する場合は、変更前を二重線で消し、変更後を赤色で記載してください。
- 5 この届出書に記載しきれないときは、別紙（様式自由）を追加して記載してください。
- 6 別紙の用紙の大きさは、函面・表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4を使用してください。
- 7 ※印の欄には、記載しないでください。
- 8 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第4号（第7条関係）

粉じんに係る指定施設設置（変更）届出書

年 月 日

三豊市長 様

住所（所在地）

届出者

氏名

㊟

（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

三豊市公害防止条例第17条の規定により、指定施設の設置（変更）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	電話番号		※整理番号		
工場又は事業場の所在地			※受付年月日	年 月 日	
指定施設の配置図	別紙のとおり		※施設番号		
			※工場等番号		
指定施設の構造及び使用の方法			※審査結果		
			※備考		
指定施設の種類					
設置等（予定）年月日 （設置、変更のいずれかに○印）	（設置 変更）	（設置 変更）	（設置 変更）	（設置 変更）	
型式					
数量					
1日の使用時間	～	～	～	～	
規模	原動機の定格出力	kW	kW	kW	
	堆積場の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
粉じんの飛散防止の方法	建築物の概要				
	散水設備の概要と散水の方法				
	防じんカバーの設置状況				
	集じん機	種類・型式			
		送風機の出力	kW	kW	kW
	フード設備の設置状況				
	密閉構造の状況				
その他粉じん飛散防止方法					



指 定 施 設 の 配 置 図	
--------------------------------------	--

備考

- 1 指定施設の種類欄には、三豊市公害防止条例施行規則別表第4のA欄に掲げる指定施設を記載してください。
- 2 粉じんの飛散防止の方法欄には、三豊市公害防止条例施行規則別表第4のB欄と対応するよう、設備の概要並びに使用及び管理の方法について記載してください。なお、別表第4のB欄の集じん装置に関する内容は、この届出書の集じん機の欄及びフード設備の設置状況の欄に記載してください。
- 3 この届出書を変更届として使用する場合は、変更前を二重線で消し、変更後を赤色で記載してください。
- 4 この届出書に記載しきれないときは、別紙（様式自由）を追加して記載してください。
- 5 別紙の用紙の大きさは、図面・表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4を使用してください。
- 6 ※印の欄には、記載しないでください。
- 7 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第5号（第9条関係）

措置の届出書

年 月 日

三豊市長 様

住所（所在地）

届出者

氏名

㊟

（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

三豊市公害防止条例第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	電話番号
所在地	
公害防止に責任を有する者	氏名： 役職：
勧告又は命令を受けた年 月 日	年 月 日
勧告又は命令の内容	
勧告又は命令に対する講じた措置	
その他参考となる事項	

備考

- 1 公害防止に責任を有する者の欄には、工場等設置（変更）届出書に記載した者を記載してください。
- 2 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第6号（第10条関係）

事故時の措置の届出書

年 月 日

三豊市長 様

住所（所在地）

届出者

氏名 ㊟

（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）

三豊市公害防止条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	電話番号
所在地	
公害防止に責任を有する者	氏名： 役職：
事故発生年月日	年 月 日
事故の概況説明 （被害の程度も含む。）	
応急の措置	
その他参考となる事項	

備考

- 1 公害防止に責任を有する者の欄には、工場等設置（変更）届出書に記載した者を記載してください。
- 2 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第7号（第12条関係）

身分証明書  
(表)

6 cm	写  真	身分証明書	第	号	
		所属			
		職名			
		氏名	年	月	日生
		上記の者は、三豊市公害防止条例第24条第1項の規定による立入検査等を行うことができる職員であることを証明する。			
			年	月	日
		三豊市長			印

← 9 cm →

(裏)

三豊市公害防止条例(抜粋)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、当該事業者の工場等に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 略

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円の過料に処する。

(1) 略

(2) 第24条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 略